電気需給約款

（ 低 圧 ）

北陸電力管内

JP エネルギー株式会社

Ⅰ総則

１．適用

当社はこの電気需給約款（以下「本約款」といいます。）により、電気需給契約者または利用者（以下「お客さま」といいます。）に低圧で電気を供給する条件（電気料金含む）を定めこれにより電気を提供いたします。なお、電気料金については、当社が定める「料金表」によります。また、本約款に定めのある事項について、料金表に定めのある場合は、料金表の定めが優先するものといたします。

２．需給約款の変更

(1) 当社は、本約款（別表を含む）を変更することがあります。本約款の変更は、当社ホームページへの掲載その他の方法により開示し、その効力は開示時点で生じるものといたします。この場合には、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率に基づき本約款を変更いたします。

(3) 当社は、当該一般送配電事業者の規制料金が改定された場合、または発電費用もしくは電気の調達コストの変動その他合理的理由により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、需給約款に定める料金単価を変更することができます。

イ．当社は事前に変更後の新たな料金単価、およびその適用開始日（以下、「新料金高開始日」といいます。）を当社ホームページでお客様に通知いたします。

ロ．お客さまは、変更後の新たな料金単価に異議がある場合は、当社ホームページに掲載された日から翌日を起算して１ヶ月経過する前までに、当社に対して当社所定の様式にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は、本契約の規定に関わらず、新料金単価の前日をもって終了するといたします。

ハ．上記ロに定める期限までに、お客様より解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

３．定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 力率

交流電力の効率に関して定義された値であり、皮相電力に対する有効電力の割合

をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等によりほかのお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧１００ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる供給地点において、当社が供給する電気の電力（キロワット）の最大をいいます。

(9) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された３０分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として３％の損失率によって修正した電力量といたします。

(10)検針日

一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。

(11)計量日

電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。

(12)契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(13)消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(14)再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条第１項に定める賦課金をいいます。

(15)夏季

毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。

(16)その他季

毎年１０月１日から翌年６月３０日までの期間をいいます。

(17)託送供給約款

一般送配電事業者が電気事業法（平成２７年６月１７日改訂）第１８条に従い、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。

４．単位および端数処理

本約款において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

(1) 力率の単位は１パーセント（%）とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力の単位は１キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。契約電力が０.５キロワット以下となる場合は、契約電力を０.５キロワットいたします。

(3) 契約容量の単位は１キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入をいたします。

(4) 使用電力量の単位は１キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(5) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は切り捨てます。

II 契約について

５．電気需給契約の単位

当社は、お客さまに対し、原則として１需要場所につき、１電気需給契約を結びます。

６．電気需給契約申込の条件

一般送配電事業者である北陸電力株式会社が維持、運用する区域において、すでに低圧（標準電圧１００ボルトまたは２００ボルト）で電気需給契約を小売電気事業者等と締結し電気の供給を受けているお客さまに限り当社の電気需給契約にお申込みできます。

７．需給契約申込方法

お客さまが当社との電気需給契約の申込みをされる場合は、本約款を承認の上、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また、電気需給契約の成立は、お客さまの申込みを当社が承諾した時点といたします。

８．旧小売電気事業者等との電気需給契約廃止手続き

旧小売電気事業者等の電気需給契約の廃止手続きは当社にて代行いたします。当該契約廃止を旧小売電気事業者等が承諾した場合、契約は廃止されます。

９．供給の開始

(1) 電気供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続きの完了後、当社がお客さまからの電気需給契約の申込みを承諾したとき、当社の定める年月日に電気の供給を開始いたします。

(2) 引っ越し等によって需要場所が変更となる場合は、お客さまから引っ越し先での電気供給開始希望年月日を確認し、本小売電気業者および一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合を除き、当該希望年月日に引っ越し先での電気の供給を開始いたします。

(3) (2)において、電気供給開始希望年月日にやむをえず電気を供給できない場合は、お客さまにその理由をお知らせし、新たに供給開始日を定め、電気を供給いたします。

１０．　契約の期間

契約の期間は、電気需給約款の成立後、電気の供給開始日以降３年目の日の属する月の末日までといたします。ただし、契約期間満了までに電気需給契約の終了または変更がない場合は、当該契約は、契約期間満了後も３年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

１１．　承諾の限界

当社の電気需給契約の申込みをしたお客さまが電気料金の支払いを怠っている、または怠るおそれがあると当社が判断した場合や、申込内容に虚偽があった場合、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、その他当社の業務の遂行上支障がある場合、電気需給契約の申込みを承諾しないことがあります。

Ⅲ 契約種別および電気料金

１２．　契約種別

契約種別は別表 第１１表（契約種別）の通りといたします。

１３．　電気料金等

電気料金は、契約種別ごとに以下の通りといたします。

(1) ＪＰでんき 法人プランＢおよびＪＰでんき ライトプランＢ（従量電灯Ｂ相当）別表第１表（電力料金表）の基本料金、電力量料金、電力調達調整費、容量拠出金相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。

(2) ＪＰでんき 法人プランＣおよびＪＰでんき ライトプランＣ（従量電灯Ｃ相当）別表第１表（電力料金表）の基本料金、電力量料金、燃料費調整額、容量拠出金相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、

まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。

(3) ＪＰでんき 動力プランおよびＪＰでんき 動力基本プラン

別表第１表（電力料金表）の基本料金、電力量料金、電力調達調整費、容量拠出金相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。力率割引／割増は、力率が８５％を超える場合には基本料金を５％割引、力率が８５％を下回る場合には基本料金を５％割増でご請求することを指します。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額とし、その場合の力率は８５％とみなします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。

(4) ＪＰでんき 動力プランⅡおよびＪＰでんき 動力基本プランⅡ

別表第１表（電力料金表）の基本料金、電力量料金、電力調達調整費、容量拠出金相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。力率割引／割増は、力率が８５％を超える場合には基本料金を５％割引、力率が８５％を下回る場合には基本料金を５％割増でご請求することを指します。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額とし、その場合の力率は８５％とみなします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。

Ⅳ 電気料金算定および電気料金支払い

１４． 電気料金適用開始日

電気料金は、供給手続き前にお客さまから供給開始延期に関する申入れがあった場合およびお客さま都合でない事由によって電気供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

１５． 電気料金の算定期間

(1) 電気料金の算定期間は、一般送配電事業者の定める前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、電気料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

１６． 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行います。

(1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される３０分ごとの使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。

(2) 記録型計量器（以下「スマートメーター」といいます。）以外の計量器で計量された期間がある場合は、その期間において計量された使用電力量を一般送配電事業者が３０分ごとに均等に配分した値を３０分ごとの使用電力量とします。

(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合の使用電力量は、別表第９表（使用電力量の協定）基準として、お客さまと当社との協議により算定いたします。

１７．　電気料金の算定

(1) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ．電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合

ロ．契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合

ハ．15（電気料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき

ニ．その他当社が適当と判断した場合

(2) 料金は、需給契約ごとに当該電気料金プランの料金単価を適用して算定いたします。

(3) (1)イ、ロまたはハの場合により日割計算をするときは、別表第１０表（日割計算の基本算定）に基づき料金を算定いたします。

(4) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の電気料金は、変更のあった日から適用いたします。

１８．　電気料金支払義務並びに支払期日

(1) お客さまの支払義務が発生する日は、検針日以降で当社にて請求が可能となった日といたします。ただし、本約款１６（使用電力量の計量）(2)の場合は、電気料金の算定期間の使用電力量が一般送配電事業者の協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終了した場合は、終了日以降で当社にて請求が可能となった日とします。

(2) お客さまへのご請求は、支払義務が発生する月の翌月に行います。

(3) 当社は、電気料金その他請求額を、当社が構築したWEBサイト（請求額の電子データ等をお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトを指します。）に

登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。また、当社と契約後、WEB サイト登録に時間を要することがございます。WEB サイトに請求額を反映するのに時間がかかる場合は、ご登録いただいている請求書送付先住所宛に請求額を送付いたします。

(4) お客さまは、別途電気料金その他請求額に係わる請求書等の発行を当社に要求することができます。この場合、お客さまは当社が別に定める請求書発行手数料（３３０円）を支払うことを要します。

(5) お客さまの電気料金は、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目までにお支払いいただきます。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合は更にその翌日）に電気料金を支払っていただきます。

１９．　電気料金その他の支払方法

(1) 電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてイまたはロによりお支払いいただきます。支払いに伴う費用は、お客さまの負担とします。なお、電気料金がお客さまの指定する口座から１回目の振替日に引き落としされなかった場合、電気料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなった場合または当社の事情によりイもしくはロにより支払いができない場合等特別な事情がある場合には、ハにより支払っていただきます。

イ．お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法（口座振替）を希望される場合は、指定する様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ．お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法（クレジットカード払い）により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ．お客さまが電気料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によってお支払いいただきます。

(2) お客さまが電気料金を(1)イまたはロにより支払われる場合を除き、当社は、原則として、請求書の発行に係わる手数料等これに伴い要する費用に相当する金額を申し受けます。

(3) お客さまが電気料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものとします。

イ．(1)イにより支払われる場合は、電気料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ．(1)ロにより支払われる場合は、原則として、電気料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ．(1)ハにより支払われる場合は、電気料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、電気料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。なお、振込手数料はお客さまにご負担いただきます。

(5) 電気料金等の支払いが遅れた場合、当社はお客さまに対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間の日数に応じて、年率１４.５％の遅延利息を申し受けます。また、延滞通知手数料（３３０円）を合算して請求させていただくことがございます。

(6) 電気料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(7) 当社は、原則として、お客さまに対する領収書の発行は行いません。

２０．　債権譲渡に関する特則

本約款をもって、当社が電気料金その他の債務に係わる債権を当社が指定する事業者に譲渡することをあらかじめ承諾いただきます。当社は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

Ｖ 使用および供給

２１．　適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、契約を適正なものに変更していただきます。

２２．　需給場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施行、改修または検査

(2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(3) 計量値の確認

(4) 本約款により必要な処置

(5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

または当社および一般送配電事業者の電気工作物に係わる保安の確認に必要な業務

２３．　電気の使用に伴うお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因でほかのお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくはほかの電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ．負荷の特性によって各相関の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ．負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ．負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ．著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ．その他、イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に意図的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

２４．　供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ．お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ．お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷、紛失し、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ．一般送配電事業者でない者が需要場所において、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、この場合には、供給停止の５日前までに予告いたします。

イ．お客さまが電気料金を支払期日を更に２０日経過してなお支払われない場合

ロ．お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の電気料金を支払期日を更に２０日経過してなお支払われない場合

ハ．本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他、本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、その旨を警告しても改めない場合、当社は電

気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ．お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合

ロ．電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ．低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合

ニ．契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ホ．本約款２２（需給場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(4) お客さまがその他本約款に反した場合には、一般送配電事業者により電気の供給を停止されることがあります。

２５．　供給停止の解除

本約款２４（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したとき、かつ、その事実に伴い当社および一般送配電事業者に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。なお、以下の場合は供給の再開までに時間を要する場合があります。

(1) 非常変災の場合

(2) 夜間（午前０時から午前９時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

(3) その他特別の事情がある場合

２６．　供給停止期間中の料金

本約款２４（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、基本電気料金の半額相当額を日数につき日割計算をして、電気料金を算定いたします。

２７．　違約金

(1) お客さまが本約款２４（供給の停止）(3)に該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の３倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間を確認できないときは、６月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。

２８．　供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ．一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれが

ある場合

ロ．非常変災の場合

ハ．その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

２９．　制限または中止の電気料金割引

当社は本約款２８（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合も、料金の割引はいたしません。

３０．　損害賠償の免責

(1) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2) 本約款２８（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(3) 本約款２４（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、または本約款３６（解約等）によって電気需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(4) 漏電その他事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。

(6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

３１．　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理が可能である場合

修理費

(2) 紛失または修理が不可能の場合

帳簿価格と取替工費の合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

３２．　電気需給契約の変更手続き

(1) お客さまが電気の需給契約の変更（氏名、名称、連絡用電話番号、メールアドレス、住所もしくは居所、または請求書等の送付先の変更など。）を希望される場合は、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

(2) 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでの電気需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

３３．　電気需給契約の終了

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期間を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止希望期日に需給を終了させるのに必要な処理を行います。

(2) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

３４．　需給開始後の電気需給契約の終了または変更に伴う電気料金および工事費の清算

(1) 以下の場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から電気料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合で清算を求められない場合は協議させていただきます。

イ．お客さまが契約電力、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合

ロ．お客さまが契約電力、契約容量を新たに設定された後に、お客さまが契約電力、契約容量を減少しようとされる場合

ハ．契約電力、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合

ニ．契約電力、契約容量を増加された後に、お客さまが契約電力、契約容量を減少しようとされる場合

(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の清算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

３５．　解約等

(1) 本約款２４（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定

めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約を解除する場合あります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、本約款３３（電気需給契約の終了）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は解除するものといたします。

(3) その他、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約の解除をする場合があります。

イ．契約電力をこえて使用した場合

ロ．一般送配電事業者により接続供給が終了された場合、または、一般送配電事業者により供給を停止されうる行為（一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷、亡失させるなどの、重大な侵害を与えるような行為など。）を行った場合

ハ．法に反した行為、または、反するおそれのある行為、その他、当社が不適切と判断する行為を行った場合

ニ．その他本約款に反した場合

３６．　電気需給約款の終了の債権債務

電気需給契約期間中に生じた電気料金、延滞利息、解約手数料、その他この契約から生ずる債権債務は、電気需給約款の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 工事および工事費の負担金

３７．　供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気の使用を開始する場合、または、お客さま都合による事情等により契約電力を増加する場合で、新設または増設される配電設備もしくは特別供給設備、または供給設備を変更する場合において、託送供給等約款に基づいて当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまのその費用を支払っていただきます。

Ⅷ 保安

３８．　調査に対する協力

お客さまが、電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、その旨をすみやかに当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。

３９．　保安等に対する協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に

通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ．お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ．お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要がある時には、当社は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

IX その他

４０．　反社会的勢力との関係の遮断

お客さまが次のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、お客さまに対し、是正を催告の上、是正されない場合は電気需給契約を解除することができる。また、本項の規定に基づき電気需給契約を解除する場合には、相手方当事者に対して一切の損害賠償責任を負わない。なお、本項において、(1)に掲げる者を「反社会的勢力等」という。

(1) 次に掲げるいずれかの者に該当することが判明した場合

イ．集団的または常習的に違法行為、または、暴力的行為を行うことを助長するおそれのある団体に属している者

ロ．イに定める団体、または、イに定める団体の構成員の影響下にある者と知りつつ継続的取引のある者

ハ．「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成１１年法律第１４７号）に基づき処分を受けた団体に属している者、または、これらの者と知りつつ継続的に取引のある者

ニ．「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」（平成１１年法律第１３６号）に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等収受を行い、または行っている疑いのある者、もしくはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者

ホ．イからニに類する者であると判明したとき

(2) 次に掲げるいずれかの行為を行った場合

イ．詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

ロ．自身が「反社会的勢力等」である旨を伝え、または自身の関係者が「反社会的勢力等」である旨を伝えたとき

ハ．自らまたは第三者を利用して、相手方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき

ニ．自らまたは第三者を利用して、相手方当事者の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をする等の違法・不当な行為を行ったとき

(3) 本約款の利益や効果の全部、または、一部が直接的か間接的かを問わず「反社会的勢力等」である旨を伝えたとき

４１．　お客さまの個人情報の共同利用

当社は、ほかの小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

４２．　一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項

お客さまには、本約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

４３．　分離条項

本約款のいずれかの事項が無効または拘束力を持たないことが判明しても、その無効等は本約款の他の事項の有効性や拘束力にいかなる影響も及ぼさないものとします。

４４．　管轄裁判所

お客さまとの電気需給約款に関する一切の紛争については名古屋地方裁判所を以って第１審の専属的合意管轄裁判所とします。

４５．　本約款の実施期日

本約款は 2024 年 2 月 1 日より施行するものとします。

制定：2018 年 4 月 1 日

改定：2024 年 2 月 1 日

別表

第１表　電力料金表

(1) JP でんき 法人プラン B（従量電灯 B 相当）

区分			単位	料金単価
基本料金	３０A		1 契約	¥726.00
	４０A			¥968.00
	５０A			¥1,210.00
	６０A			¥1,452.00
電力量料金	120kWh まで	第 1 段階	1 kWh	¥17.85
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		¥21.72
	300kWh 超過分	第 3 段階		¥22.74

(2) JP でんき 法人プラン C（従量電灯 C 相当）

区分			単位	料金単価
基本料金	1 kVA あたり		1 kVA	¥242.00
電力量料金	120kWh まで	第 1 段階	1 kWh	¥17.85
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		¥21.72
	300kWh 超過分	第 3 段階		¥22.74

(3) JP でんき ライトプラン B（従量電灯 B 相当）

区分			単位	料金単価
基本料金	３０A		1 契約	¥653.40
	４０A			¥871.20
	５０A			¥1,089.00
	６０A			¥1,306.80
電力量料金	120kWh まで	第 1 段階	1 kWh	¥17.85
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		¥21.72
	300kWh 超過分	第 3 段階		¥23.45

(4) JP でんき ライトプラン C（従量電灯 C 相当）

区分		単位	料金単価
基本料金	1 kVA あたり	1 kVA	¥217.80

電力量料金	120kWh まで	第１段階	１kWh	¥17.85
	120kWh 超過 300kWh まで	第２段階		¥21.72
	300kWh 超過分	第３段階		¥23.45

(5) 動力基本プラン（低圧電力）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約容量×料金単価	１kW・月額	¥1,166.00
電力量料金	夏季	１kWh	¥12.15
	その他季		¥11.09

(6) 動力プラン（低圧電力）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約容量×料金単価	１kW・月額	¥1,131.03
電力量料金	夏季	１kWh	¥12.15
	その他季		¥11.09

(7) 動力基本プランⅡ（低圧電力）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約容量×料金単価	１kW・月額	¥990.00
電力量料金	夏季	１kWh	¥18.90
	その他季		¥17.22

(8) 動力プランⅡ（低圧電力）

区分		単位	料金単価
基本料金	契約容量×料金単価	１kW・月額	¥960.30
電力量料金	夏季	１kWh	¥18.90
	その他季		¥17.22

第２表　事務手数料

(1) 次のいずれかに該当する場合、本項に定めた手数料をお支払いいただきます。

イ．初回事務手数料

電気需給契約の締結に伴う事務手数料。なお、この料金は初回請求時合算してご請求させていただきます。

３，８５０円

ロ．明細および請求書発行手数料

お客さまが、電気料金（月額）および電気ご使用量の明細の郵送によるお知らせを希望された場合

３３０円

ハ．コンビニ支払い用紙発行手数料

お客さまが、コンビニエンスストアにてお支払い可能な支払用紙の発行を希望された場合

３３０円

ニ．延滞通知（督促）手数料

お客さまが、電気料金（月額）、その他債務について、支払期日を経過してなおお支払いが行われない場合

３３０円

ホ．再発行手数料

お客さまが、ロ、ハまたはニに該当する書類の再発行を希望される場合

① 電気料金（月額）および使用量お知らせ・・・１１０円

② コンビニ支払い用紙・・・・・・・・・・・・・３３０円

③ 延滞通知書（督促状）・・・・・・・・・・・・３３０円

(2) 手数料は原則として発生した翌月のご請求時に合算してご請求させていただきます。
なお、発行の時期によっては前項の手数料が重複する場合がございます。

第３表　電力調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と調達調整費の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「第４表　燃料費調整」および「第５表　調達調整費」の定めに従うものといたします。

第４表　燃料費調整

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ．平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値に基づき、次の試算によって試算された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

α＝0.2303

β＝1.1441

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単価は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ．燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の三式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (21{,}900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21{,}900\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ．燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の

	前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ．燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用量にロによって算定された燃料費調整単価及び(3)δ値を乗じることで算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 16 銭 1 厘

(3) δ値の決定基準

(1)ニにて定める燃料費調整額の算出に使用するδ値は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「JEPX24 時間平均値」といいます。）に応じて決定いたします。

イ　還元時

(1)ロ(イ)の場合、δ値は以下のとおりとします。

JEPX24 時間平均値（毎月 1 日から末日まで）			δ値（デルタ値）
6.00 円　/kWh 以上	～		0.66
5.50 円　/kWh 以上	～	6.00 円　/kWh 未満	0.83
5.00 円　/kWh 以上	～	5.50 円　/kWh 未満	1.00
4.50 円　/kWh 以上	～	5.00 円　/kWh 未満	1.17
0 円　/kWh 以上	～	4.50 円　/kWh 未満	1.34

ロ　請求時

(1)ロ(ロ)または(ハ)の場合、δ値は以下のとおりとします。

JEPX24 時間平均値（毎月 1 日から末日まで）			δ値（デルタ値）
6.00 円　/kWh 以上	～		1.34
5.50 円　/kWh 以上	～	6.00 円　/kWh 未満	1.17
5.00 円　/kWh 以上	～	5.50 円　/kWh 未満	1.00
4.50 円　/kWh 以上	～	5.00 円　/kWh 未満	0.83
0 円　/kWh 以上	～	4.50 円　/kWh 未満	0.66

第 5 表　調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 13 時から 22 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」といいます。）に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 還元基準値および追加請求基準値の設定

イ．還元基準値

当月調達単価が 5 円 70 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。

ロ．追加請求基準値

当月調達単価が 11 円 31 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ハ．還元基準値および追加請求基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとし、当社のホームページにて改定後の基準値を公開するものといたします。

(2) 調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費（還元）	（還元基準値－調達単価）×使用電力量（kWh）×100%
調達調整費（追加請求）	（調達単価－追加請求基準値）×使用電力量（kWh）×100%

※N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間（以下、「N 月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達単価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

(3) 調達調整費の適用対象

調達調整費の適用は、請求対象月が2021年12月分請求からとします。

第6表　容量拠出金相当額

当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、お客さまが使用する電気の料金において、容量拠出金相当額としてお客さまに請求を行うものといたします。

(1) 容量拠出金相当額の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、容量拠出金相当額の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

容量拠出金相当額	容量拠出金単価×使用電力量（kWh）

当社は、毎月1日時点において、容量拠出金相当額に係る容量拠出金単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社ホームページへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の容量拠出金単価により算定する容量拠出金相当額の適用を開始するものといたします。

(2) 容量拠出金相当額の適用対象

容量拠出金相当額の適用は、請求対象月が2024年3月分請求からとします。

第7表　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第３６条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ．再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ．お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に関わる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギーの利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

第８表　契約解除料

(1) 適用

お客さまが電気需給契約による電気供給開始日から起算して(2)に定める契約期間に満たない時期に置いて解約を希望する場合には、契約期間の残余期間にかかわらず(3)に定める契約解除料を要します。また、本契約款１０　契約の期間 にて定めるとおり、利用期間満了後も３年ごとに同一条件で継続されるものとします。

(2) 契約期間

本契約１０　契約の期間 にて定めるとおりとします。

(3) 契約解除料

(4) に定める更新月を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として９，９００円（不課税）をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

イ．　受電施設の建て替えにより解約する場合で、建て替え後も当社とご契約いただく場合

ロ．　その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

(4) 更新月

供給開始月（需給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。

第９表　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用量電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ．前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数

ロ．前３月間の月間使用電力量による場合

前３月間の月間使用電力量／前３月間の料金算定期間の日数×協定期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じて得た値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が１０日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差を超える誤差により修正する場合

計量電力量／｛１００パーセント＋（±誤差率)｝

なお、公差を超える誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ．お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ．当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

第１０表　日割り計算の基本算定

(1) 日割り計算の基本算定は、次のとおりとします。

イ．基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

１月の該当料金×日割り計算対象日数／検針期間の日数

ただし，17（電気料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

日割計算対象日数/検針期間の日数は、日割計算対象日数/暦日数

といたします。

ロ．電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

① 法人プランＢ、ライトプランＢ（従量電灯Ｂ相当)、法人プランＣおよびライトプランＣ（従量電灯Ｃ相当）

第１段階料金適用電力量＝１２０キロワット時×日割計算対象日数／検針期間

の日数

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の１２０キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝１８０キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第２段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時を超え３００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力料金が適用される電力量をいいます。

ハ．日割り計算に応じて電力量料金を算定する場合

① 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

② 契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ．日割り計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

① 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

② 契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

第１１表　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	法人プラン B
	法人プラン C
	ライトプラン B
	ライトプラン C

動力需要	動力プラン
	動力基本プラン
	動力プランⅡ
	動力基本プランⅡ

(1) 法人プランＢおよびライトプランＢ（従量電灯Ｂ相当）

イ．適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が６０アンペア以下であること。

② １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、１０アンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。

③ 定額電灯を適用できないこと。

ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から、当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①および③に該当し、かつ、②の最大需要容量と契約電力との合計が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式兵十電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツ（Ｈｚ）といたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

ハ．最大需要容量

最大需要容量が６０アンペア以下であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(2) 法人プランＣおよびライトプランＣ（従量電灯Ｃ相当）

イ．適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であること。

② １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、自術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

ハ．契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定し契約容量に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(3) 動力プランおよび動力基本プラン

イ．適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約電力が原則として５０キロワット未満であること。

② １需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、１０アンペアを１キロワットとみなします。）または、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。

③ 負荷率（電気料金算定期間内の電気使用量／電気料金算定期間の日数／契約電力×１００）は当社が定める割合以下であること。

ロ．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトもしく

は２００ボルトとすることがあります。

ハ．契約電力

契約電力の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(4) 動力プランⅡおよび動力基本プランⅡ

イ．適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約電力が原則として５０キロワット未満であること。

② １需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、１０アンペアを１キロワットとみなします。）または、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること。

③ 負荷率（電気料金算定期間内の電気使用量／電気料金算定期間の日数／契約電力×１００）は当社が定める割合以下であること。

ロ．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトとすることがあります。

ハ．契約電力

契約電力の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

第１２表　改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	2018年4月1日	初版発行
第1.1版	2018年9月1日	Ⅰ総則　３定義（6）契約電流を追記
第2版	2018年10月1日	一般送配電事業者の料金改定に伴い料金表の一部を改訂
第3版	2019年10月1日	増税に伴い料金表の一部を改訂、誤字の修正を実施
第4版	2020年10月1日	Ⅳ電気料金算定および電気料金支払い　１９電気料金その他の支払方法（7）を追記
第5版	2021年4月1日	価格表示を総額表示へ変更
第6版	2021年11月1日	・Ⅰ総則　２需給約款の変更の一部を改訂 ・Ⅸその他　４３分離条項を追記 ※以下、条番号を随時変更 ・別表に以下を追記 第３表 電力調達調整費の適用 第４表 燃料費調整 第５表 調達調整費 ※以下、表番号を随時変更
第7版	2022年4月1日	・別表第４表　燃料費調整 (1)ロ.燃料費調整単価　(ハ)を削除 ・別表第５表　調達調整費 (1)ロ.追加請求基準値を変更 (1)ハ.還元基準値および追加請求基準値の改定の一部を改訂（下線部分を変更・追記） 旧：当社は、毎年4月1日、10月1日の年２回、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。 新：当社は、毎年4月1日、10月1日の年２回、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとし、当社のホームページにて改定後の基準値を公開するものといたします。 ・別表第９表　日割り計算の基本算定 (1)ロ.①にライトプランBおよびライトプランCを追加 ・別表第１０表　契約種別 ライトプランBおよびライトプランCを追加

第8版	2023年4月1日	別表第５表　調達調整費　(1)ロ.追加請求基準値を変更
第9版	2024年1月1日	・Ⅰ総則　３．定義(14)を改訂 ・Ⅳ 電気料金算定および電気料金支払い　17ハを追加、ハ追加に伴いハをニへ変更 ・別表第6表　再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)、(2)、(3) ロを改訂 ・別表第９表　日割り計算の基本算定(1)イを改訂
第10版	2024年2月1日	・Ⅲ契約種別および電気料金　１３．電気料金等の(1)、(2)、(3)一部を改訂 ・別表に以下を追記 第６表　容量拠出金相当額 ※以下、表番号を随時変更